

訪問介護事業所における同一建物減算（１２％減算）について

正当な理由なく、指定訪問介護事業所で、算定日の属する月の前６か月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に提供されたものの占める割合が１００分の９０以上である場合、当該利用者に対する指定訪問介護サービス１回につき所定単位数の１００分の８８に相当する単位数を算定します。

同一敷地内建物等に居住する利用者へサービス提供を行う訪問介護事業所においては、年２回の判定期間に計算を行い、９０％以上である場合には、減算及び京都市への届出が必要となります。

１ 判定期間、京都市への提出期限、減算適用期間について

区分	判定期間	介護ケア推進課への提出期限	減算適用期間
前期	３月１日～ ８月３１日	９月１５日	１０月１日～ 翌年３月３１日
後期	９月１日～ 翌年２月末日	３月１５日	４月１日～９月３０日

２ 提出方法等

全ての訪問介護事業所は、毎年度、前期及び後期に「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」によりサービス（訪問介護、介護型ヘルプ、生活支援型ヘルプ、支え合い型ヘルプ）ごとに、当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の割合を計算し、減算が必要かどうかの判定を行います。

その結果、９０％以上である場合は、下記のとおり、必要書類を提出してください。

（１）提出期限

上記１「介護ケア推進課への提出期限」参照

（２）提出書類

ア 継続して９０％以上である場合

- ・ 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙様式１０）

イ 新たに減算が適用となる場合又は減算の適用がなくなる場合は上記計算書に加えて下記書類もご提出ください。

＜訪問介護＞

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

＜介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス＞

- ・ 第1号事業支給費算定に係る届出書＜指定事業者用＞
- ・ 第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表

(3) 提出方法

スマート申請

3 正当な理由について

減算の適用を受けない正当な理由については、以下のとおりです。

- a：特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
- b：判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- c：その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

※提出期限を1日でも過ぎた場合は、たとえ正当な理由がある場合でも減算適用となりますので十分注意してください。

詳細については、次のホームページを確認してください。

ホームページ[京都市：訪問介護事業所における同一建物減算（12%減算）について](#)
（「京都市」「訪問介護」「同一建物減算」でキーワード検索できます。）